



平成 2 0 年 第 1 回  
豊 頃 町 議 会 定 例 会 会 議 録



自 平成 2 0 年 3 月 5 日

至 平成 2 0 年 3 月 1 2 日

豊 頃 町 議 会

# 平成20年第1回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

平成20年 3月11日（火曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 号	平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計予算
日程第 3	議案第 3 号	平成20年度豊頃町介護保険特別会計予算
日程第 4	議案第 4 号	平成20年度豊頃町老人保健特別会計予算
日程第 5	議案第 5 号	平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6	議案第 6 号	平成20年度豊頃町医療施設特別会計予算
日程第 7	議案第 7 号	平成20年度豊頃町簡易水道特別会計予算
日程第 8	議案第 8 号	平成20年度豊頃町公共下水道特別会計予算

## ◎出席議員（9名）

1番 藤田博規君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 大崎英樹君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 津久井精一君
9番 小野木英毅君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎出席説明員

町 長	宮口孝君
副 町 長	石田貢君
教 育 長	菅原裕一君
代 表 監 査 委 員	山口浩司君
総 務 課 長	熊野幸雄君
会 計 管 理 者 兼	
出 納 税 務 課 長 兼	吉村進君
農 委 事 務 局 長	

地 域 振 興 課 長	和 田 宏 樹 君
住 民 課 長	田 中 啓 喜 君
福 祉 課 長	渡 辺 政 博 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	石 塚 周 二 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	友 重 誠 一 君

◎議会議務局職員

事 務 局 長	佐 藤 潤 君
庶 務 係 長	矢 野 利 治 君

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

- 小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫議員を指名します。

◎ 議案第2号

- 小野木議長 日程第2 議案第2号 平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。
- 小野木議長 これから質疑を行います。  
平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計予算書、144ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款国民健康保険税。

- 小野木議長 3番菅谷議員。
- 3番菅谷議員 国民健康保険税の中で、一般被保険者国民健康保険税、2節後期高齢者支援金分ということで、2,878万4,000円。

その中で1戸当たり、2,937万2,000円という数字がありますけど、これは税だと思いますけれども、この内容についてご説明いただきたいと思います。

- 小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。
- 吉村出納税務課長 2節の後期高齢者支援金分現年課税分ということで、金額が2,878万4,000円、その横に2,937万2,000円という金額これは何かということでもありますけれども、これは本来税で徴収、課税した額ということになりますか、それで徴収率が98%で徴収をするということと考えてございます。

以上です。

- 小野木議長 3番菅谷議員。
- 3番菅谷議員 これは実は後期高齢者の中の分の所得割に該当する分なんですか。
- 小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。
- 吉村出納税務課長 今、予算の段階でありますから、その率等については、4月1日からの改正される部分については、議会にもう一度提案しなければならないというふうに考えてございますけれども、現行の医療費分、これは19年度まで現行で医療費分と介護の納付金という形でそれぞれ納めてもらっておりましてけれども、この医療費分と介護給付分については、それぞれ税金を課税する場合には、所得割、資産割、それから均等割、平等割という4つの方法で税を算出して課税をしているわけがございます。

今回20年度からは、この医療費分をさらに二つに分けるということになります。

結果的には、医療費分と高齢者支援金分、これでいきますと2節の後期高齢者支援金分というこの二つで課税をするという形になりまして、今算定をしておりますのは、いずれもその後期支援金分についても所得割、資産割、均等割、平等割という形で課税をされます。

ただ、課税をする配分額といいますか、医療分と後期支援分を二つに分ける形になるというふうに考えております。

ただ、今考えて積算をしておりますのは、所得割、それから資産割、均等割、平等割これらについては、いま医療分と後期支援分ですか、支援金分に分けておりますけれども、●●については、同じ率、それから金額についても、足しますと19年度の医療費分の額になるということで今積算をしております。

以上です。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 もう少し簡単にご説明願いたいんですけども、今のお話しですと以前の医療費分と介護も含めてという考え方だというふうに、理解したわけですがけれども、その中で所得割、資産割、均等割というような中での計算だということですがけれども、新しい後期高齢者医療費の税の部分では、いわゆる所得からある一定の金額を差し引いたものに対するパーセンテージと掛け合わせますよね。

そういう計算の方法ですよ、ですから20年度予算で考えてみると、そういう方法で計算されたのかなというふうに理解したんですけども、そうではないということですね。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 今おっしゃられましたのは、保険料の積算の仕方かなというふうに思いますけれども、個人の保険料については、所得いわゆる年金収入、それから120万控除になる、あるいは定額の33万控除ということで、個人の保険料を出しますけれども、これはあくまでも町の方で、国保が負担する部分、先ほど課長が説明したように医療給付費分と高齢者の支援金分というふうには今度別れて課税といいますかそのような形になる部分でございますので、そのへんはちょっと違うのかなというふうに思います。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 いずれにいたしましても、いわゆる町民からの税収ということになるわけなんでしょ。

●小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 これはあくまでも、国民健康保険税という形で頂くものでありますから、当然町民が対象ということになります。

なお、先ほどもいいましたように、新たに今度後期高齢者の医療分ができましたので、75歳以上の方はこの国民健康保険の部分には入っていないということでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 後期高齢者支援金分ですよ、税でも。

ですから75歳以上の方入っていないと、ここに入っているでしょ、後期高齢者分だから支援金ですから、違うの。

●小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

- 吉村出納税務課長 この高齢者の後期高齢者支援金分でございます。  
ですから75歳未満の方、すなわち国民健康保険に入っている若い方々がお年寄りを助けてあげるための税ということでございます。
- 小野木議長 3番菅谷議員。
- 3番菅谷議員 そうすると75歳以上の方のいわゆるその支援金という形で理解するんですか。
- 小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。
- 吉村出納税務課長 はい、そのとおりでございます。
- 小野木議長 先に進みます。  
2款使用料及び手数料。  
3款国庫支出金。  
4款療養給付費交付金。  
5款前期高齢者交付金。  
6款道支出金。  
7款共同事業交付金。  
8款財産収入。  
9款繰入金。  
10款繰越金。  
11款諸収入。
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、150ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。  
1款総務費。  
2款保険給付費。  
3款後期高齢者支援金等。  
4款前期高齢者納付金等。  
5款老人保健拠出金。  
6款介護納付金。  
7款共同事業拠出金。  
8款保健事業費。  
9款基金積立金。  
10款諸支出金。  
11款予備費。
- 小野木議長 次に、157ページの「平成20年度 給与費明細書」について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 「討論なし」と認めます。

●小野木議長 これから、議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号 平成20年度豊頃町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第3号

●小野木議長 日程第3 議案第3号 平成20年度豊頃町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町介護保険特別会計予算書、168ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款介護保険料。

2 款使用料及び手数料。

3 款国庫支出金。

4 款道支出金。

5 款支払基金交付金。

6 款財産収入。

7 款繰入金。

8 款繰越金。

9 款諸収入。

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 次に、174ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

2 款保険給付費。

3 款財政安定化基金拠出金。

4 款地域支援事業費。

5 款基金積立金。

6 款諸支出金。

●小野木議長 次に、183ページから189ページの「平成20年度 給与費明細書」についても質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 これで質疑を終わります。

- 小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 「討論なし」と認めます。

- 小野木議長 これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号 平成20年度豊頃町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第4号

- 小野木議長 日程第4 議案第4号 平成20年度豊頃町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町老人保健特別会計予算書、198ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款 支払基金交付金。

2 款 国庫支出金。

3 款 道支出金。

4 款 繰入金。

5 款 繰越金。

6 款 諸収入。

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 次に、202ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1 款 総務費。

2 款 医療諸費。

- 小野木議長 3 番菅谷議員。

- 3 番菅谷議員 -6億5,000万のマイナスになっている、この理由についてご説明いただきたいと思っております。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 この法の改正によりまして、老人保健制度というのは、無くなることとなります。

ただし、会計上3月分については4月の支払いとこういうこととなりますので、ここで予算化しておりますのは、現在20年の3月分の医療費の分をみております。

なお、老人保健制度がなくなるんですが、この他、例えば国・道の清算金が7・8月となりますので、3年程度は老人保健会計が残るということでございます。

●小野木議長 先に進みます。

3款諸支出金。

●小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 「討論なし」と認めます。

●小野木議長 これから、議案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号 平成20年度豊頃町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第5号

●小野木議長 日程第5 議案第5号 平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算書、212ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1款後期高齢者医療保険料。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、この3,516万8,000円これの計算基礎を教えてくださいと思います。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 全体をご説明する前にさせていただきます。

この後期高齢者の制度というのは、いわゆる掛かる医療費、それから掛かる経費を含めましてそれを10割としますと、1割が医療に掛かった時の個人の負担金1割75歳以上の方が掛かります。

残った9割のうちの5割は公費負担ということで、国と道と町で負担をします。

4割については、国保会計でみております支援金という形で、いわゆる連合会の方に支出します。

残りの1割については、保険料ということで徴収いたしまして、その算定につきましては、いわゆる3万5,168円じゃなくて、3,516万8,000円というのがその保険料の全体の額でございます。

その徴収が99.99%ということでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そのことは理解できますけれども、いわゆる町民一人当たりの保険料というのはどの位になるんですか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 一概にこの保険料の計算につきましては、均等割と所得割の二つでできておまして、均等割は4万3,143円、所得割というのは総所得から33万円を引かまして所得率9.63北海道の場合9.63ですけれども、これを掛けて療法たした分が保険料になります。

ただし、2割・5割・7割の軽減がございまして、通常の国民年金だけで、あるいは、あとは所得が無いという方につきましては、1万2,000円7割軽減で1万2,900円になるかと思えます。

その他はそれぞれ、また所得で試算とかでてまいりますので一概に個人的にこの方という計算をしないと出来ませんが、最低は1万2,900円ということになります。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そのことは良くわかるんですけども、やっぱり保険料を納める町民側から見ますと、一体どのくらい掛かるのか平均で、これ心配でないかと思うんです。

新聞報道によりますと、いわゆる今までよりも高くなる、そういう先入観が相当強いんだと思いますので、そのへんのことについて、きちっとある程度概算くらいは出してもらわないと、みんな心配していると思うんです。

この点について、概算で結構ですのでひとつお知らせいただきたいと思えます。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 それじゃ、そのどの程度の方がそういう保険料がどの程度になるかということなんですけれども、今軽減を受ける方7割軽減の方で全体が690名ほどおまして、7割軽減の方がそのうち333人が7割軽減を受ける方でございます、その方は年額1万2,900円程度かなというふうに思えます。

それから5割軽減を受けられる方が50人程度、2割軽減を受けられる方が70名程度ということで、差し引きますと260名の方が軽減がないと、その方は現状よりも高く納めなければならないのかなというふうに思えます。

逆に先ほど言いましたように、国保で最低7割軽減、2万2,500円ですので、低所得者の方は、逆に9,600円ほど安くなりますのでよろしく願いいたします。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 若干その後期高齢者についての医療制度で、新しい制度でございませうからこのことについては前回の質問者にもあったように、やはり相当現在のその制

度に対する開始に当たって、町民は当然ですが少なくともこの新しい制度に対して対象者・該当者は不満に思っておりますし、それだけの方々ばかりではなくて、私自身もこれについては当事者になる要素というのは、現在もあるんだなというふうにとらえています。

お聞きしたいのは、この後期高齢者医療制度の対象者について、もう少し明確にどういう方々かということを確認の意味でお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 対象者につきましては、75歳以上の高齢者、それと一定の障害がある方でありまして、一定の障害というのは3級以上もしくは4級の一部の障害のある方につきましては、任意というか希望すれば対象になるということでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 そういう内容の方々が今回4月1日からこの制度に適用されるということになります。

そのことについては確認いたしました。先ほどの質問者の時の説明で、本町においては690名というお話でした。

そうしますと今私が質問した二つの種類がそういう方々75歳以上と65歳以上の一定の障害者ということになりますと、これを明確に分けますと690人の内のどういふ数字がとらえられているのかお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 その分け方はちょっと資料としては、持っていないのでございます。

障害者につきましては、そういう形で任意というようなこともありますので、ちょっと算定に入っているのかどうかというのは、後ほど確認したいと思います。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 それでは後ほど、とらえられる数字をお願いしたいと思います。

もう一つお聞きしたいんですが、現在加入している国保並びに被用者保険というのがあるようです。

これは私もちょっとわからなかったものですから、被用者保険というのはサラリーマンの健康保険の総称だというふうに調べさせていただきましたが、そうしますとこの現在サラリーマンをされているご主人対象になっている方、扶養者も将来負担をしなければならないというふうにお聞きしていますが、それについてのもう一度明確な説明をいただけますか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 被保険者の方で、いわゆる対象となるのはあくまでも75歳以上ですので、いわゆる社会保険ですとか共済組合等々に息子さんがですね、入っていてその方の扶養になっている方で75歳以上の方、その方は保険料を納め、そしてこの後期高齢者の医療制度の対象になるところということでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 私は非常に単純に解釈していたんですが、現在保険料を払っていないサラリーマンの扶養家族等は、新たな徴収をされるんですよということを付け加えてあるんですが、そういうことについての確認の質問なんです。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 そのとおりでございます。

現在、そのいわゆるサラリーマンの方でもいわゆる社会保険・共済組合等の被扶養者については、保険料等を納めておりません。

従って国としては、それが不自然であるということですね。

国保につきましては、世帯構成員で全て算定されておりますので、そのことによってこの改正は納めていただくということが一つの趣旨なわけです。

もうちょっと、お話ししますと、そのことによって一挙に今まで納めていない人が納めなければならないということになりますので、激変緩和ということで国のほうで今の総理大臣が急きょですね、2年間のいわゆる緩和措置を設けて最初の6ヵ月は徴収しない、後半の6ヵ月について1割をいただくというようなことで、緩和措置を設けているところでございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常にこういう新しい医療制度というものについての目的趣旨というのが明確にされているんですが、これはあくまでも高齢者、日本全体の高齢者に占める医療費の負担を軽減するための、これは施策というふうに私は理解しているんです。

この全国の医療費の3分の1が、高齢者が占めているということも認識はしていますが、これ国政批判になるかもしれませんが、こういうものを国政から下りてきて、今回の道にしても、後期高齢者の医療広域連合ということで、これには前回、私どもの地域の中から数名が、それに構成員として選出されていますが、こういうところの広域連合の道ですから、これらの今日までの本町の渡辺課長大変だと思いますが、そういう説明会というのは、何回程あったんですか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 はっきり申し上げまして、説明会はまだ行っておりません。

前段、過日申し上げましたけれども、この18日にえる夢館で開催しようという考えをしておりますし、その後、地区あるいは会合の都度行って説明をさせていただきたいと、と申しますのは、全体的なものを説明してもなかなか理解をしていただけない、そして保険料実際いくら掛かるのかというのが当事者の心配されていることだと思うんです。

そうなりますとなかなか全体で説明しても、理解していただけないんでないかなというようなことで、できればそういう希望者については、実際いくら掛かるのかということも含めまして、今後対応していきたいというふうに考えております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常にそういう意味では、私自身もそうですが、後期高齢者医療制度についてそういう制度ができましたので、4月1日からそういう運営に入りますよという時に、今だかつて上級、役所、官庁がですね、そういうような程度のものについてのやはり、そういう指導を単一自治体から申し上げるくらいのことを、町長その十勝圏の組長会議というか、協議会でも、あるいはそういう機会があった時にお話しはあったのかどうなのか、あるいは無ければ今後どうするかということを含めて、町長の考え方というか御意見をお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 後期高齢者の制度につきましては、私の町では幸いにして大変ありがた

い話しなんです。

実は、高齢者の医療費については本町は他の町村からみると非常に高い、医療に掛かっているという形で、全道今度は等しく平均化されますのでその分については若干国保のほうでも助かるかなということ。

4月1日から入るのにPRはどうなんだということで、町村会の中でも内容については説明ありますけれども、各町村それぞれPRについては温度差がございます。

過日の新聞でも広尾町では地区何カ所かに分かれて自治体が積極的に出て行って説明しています。

それは個人的な説明ではなくて、こういう制度ですよということで高齢者対象にやっていると伺っておりますし、私の町でもPRというか広報なんかでは、それなりにしておりますけれども、課長が申しあげましたとおり、ある程度高齢者というのは、私はいくら掛かるんだろうという具体的な答弁のほうは答えのほうは求められているという形で、これから精査してある程度の段階ごとにいくら掛かるかということの説明できるかなということ若干遅れている形であります。

今後ある程度法律も定まっておりますし、積極的に地域に出向いて説明申し上げ理解をしていただこうかなというふうに思っております。

ちょっと補足になりますけれども、先ほどの説明された私の家庭でいきますと、今までは掛からないのが今度は母親が独立しますから掛かります。

しかし、私どもの共済組合では、そういうの掛かるようになりますけれども共済組合全体では、今度は私どもの負担金が若干下がるような形になるかと思えます。

総体的にみれば、総じてどっかで誰かが掛かった分だけ払うような形になっているのが後期高齢かなというふうに思えます。

以上でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 いま町長にも質問し、その説明を受けたわけですが、決してこれについては国政が道がそして本町がということで、そのことについて、じゃ豊頃だけがないとかこれには全くなりませんのでそのへんは理解しているんですが、いま菅谷議員からもこの始まる前にちょっとお聞きしたんです。

こういうものが広域連合でも出しているわけです。

非常に分かりいいと思いますが、私はこれから渡辺課長がさっき予定しています18日、これは豊頃では初めてそれを計画して、そしてそれに基づいて各地域にどうか、対象者のこのテリトリーというのはわかるわけですから、そのところに極めて行政サービスと親切心を持って十分にやっていただきたい、十分に。

要望ですが、これを広域連合から見せていただきました。

非常に私も視力が落ちてきていますから、これは読みやすいところがあるけれども、我が町で、もし今後そういう説明会を当然やられると思いますが、その内容について練りあがっているのであれば、それについてお聞きしたいと思えますし、またこういうような資料等を作成するという作業が進んでいるのであれば、高齢者対象ですので、少なくとも裸眼で見えるような文字体に、大きさにしていただきたいという希望しますが、そのへんについてのお考えはいかがですか。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 担当係長が資料を作成しておりますけれども、それについてちょっ

と手元には無いんですが、過去に広報で出したものがございますが、それにつきましては、今ご覧になっているそのパンフレットといいますかリーフレットでございます。

全体の中で今度は説明をしますので、個々の説明はなかなか難しいかと思うわけです。

従ってあくまでも、パンフレットに従って説明せざるおえないのかなというふうに今考えておりますが、ちょっとそのへんの資料の確認しておりません、現在のところ。

それと先ほどの人数なんですけれども、対象者690名の内の660名が一般の方で、それから30名が障害者を予定しております。

さらに、付け加えますが、十勝支庁でも説明会を実施しておりまして、2回ほどやっております。

それから本町でも出前講座で1回説明を後期高齢者についていたしております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 先ほど、お聞きした一般の方は660名、それから障害者については30名ということですが、非常にしつこいような聞き方しますが、出来るだけこの制度についての理解を深めていただく、そしてその義務を抵抗なく進めてもらうための町民に対する、対象者に対する配慮を特別な配慮ということを私は考えています。

それはどういうことかということ、説明で担当者が説明する時は、十分認識したことを前提にやるわけです。

ところが今この制度は、私が質問した中においても、段階的軽減といって2割も、5割も、7割もあると、これは非常に不明瞭な内容なんです。

2・5・7というのは分かりますが、それじゃ中身はどうだというのが分からない。

それから先ほど質問がございましたように、その決められる保険負担する保険料、これについても非常に明確さを今の段階では欠けているというような事柄がありまして、そして制度そのものについて、やはり熟知を出来るまでの時間というのは、やはり必要であろうということを感じました。

ですから、そのことについて、現場の担当者は大変だと思います。

大変だと思いますが、それらについてのやはり心くばりとか、そういう親切心だとか、あるいは対応の仕方そのものにも上からそのまま落とした話しではなくて、その立場の目線といいますか、その足元にその方々のその立場で是非とも心を自分に言い聞かせながら対応していただけるように要望したいわけですが、それらについてのまた内部スタッフの指導や、あるいは業務の確認があると思いますが、そのへんについて出来るだけ私は改めた考えではないと思いますけれども、この制度が運用するにあたっての後2週間そこそこでしか時間ありませんが、どうかそのへんの考え方を町長にひとつ執行者として直接責任者として担当者にご指導をご指示をいただきたいなと思っておりますが、そのお考えをちょっと聞かしていただきたいなと思っております。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま大崎議員のいうとおり、全くそのとおりだと私も思います。

職員もしっかり勉強し、そして豊頃町は豊頃町らしいパンフレットというか、見やすい形で説明していかなければならないと私も思っています。

各担当課長を交えて担当課ともこれから地域に出ても誤解のしないように、さらに対象者に不安を取り除いてやるような説明をするように指導をいたします。

以上です。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 不安を取り除いていくように説明をすること、そのとおりだと思いますけど、私は例えば障害者自立支援法も国から下りてきたひとつ。

ああいう国からくるやつというのは、一般町民には本当に分かりにくいんです。

どんな分かりやすいパンフレットを使っても、私は町民のほとんどは理解出来ないと思います。

ですから私達だって、後期高齢者の問題が理解出来ないように、身近にない人については、なお理解出来ないと思うんです。

ですから先ほど課長が言ったように、個人的に対応するというようなことがやっぱり一番分かりやすいと思うんです。

そして、一番親切だと思います。

そのことをやっぱり、きちっとうちの町は、うちの町の方法でいいと思います。

ですから600人なら600人という数が決まっているわけですから、その個人の情報ですとかいろんな問題あるかもしれないかもしれませんが、そういうことは、もちろんクリアできると思いますので、やはりそういうような対応をしていただいて、個人の人に不安がないような、ですから私はいま町が進めていく方法がベストでないかな、今の段階ではベストでないかなというふうに思いますけど、そのへんについてもう一度お伺いいたします。

●小野木議長 答弁、渡辺福祉課長。

●渡辺福祉課長 ご指摘のとおり、75歳以上になりますとなかなか理解も出来ないのかなというふうに思いますし、やはり懇切丁寧にどれくらい掛かるのかというようなことを説明出来るような場を作っていきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

●小野木議長 先に進みます。

2款繰入金。

3款諸収入。

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、214ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。

1款総務費。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

3款諸支出金。

4款予備費。

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

- 小野木議長 これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 「討論なし」と認めます。
- 小野木議長 これから、議案第5号を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第5号 平成20年度豊頃町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。
- 小野木議長 11時まで休憩します。

午前10時47分 休憩  
午前11時00分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第6号

- 小野木議長 日程第6 議案第6号 平成20年度豊頃町医療施設特別会計予算についてを議題とします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。  
平成20年度豊頃町医療施設特別会計予算書、224ページをお開きください。  
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

- 1 款財産収入。
- 2 款繰入金。
- 3 款繰越金。
- 4 款諸収入。

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 次に、228ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。
  - 1 款医院費。
  - 2 款診療所費。
  - 3 款歯科診療所費。
  - 4 款公債費。

- 小野木議長 次に、231ページの「平成20年度 給与費明細書」について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 これで質疑を終わります。

- 小野木議長 これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 「討論なし」と認めます。

- 小野木議長 これから、議案第6号を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第6号 平成20年度豊頃町医療施設特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第7号

- 小野木議長 日程第7 議案第7号 平成20年度豊頃町簡易水道特別会計予算についてを議題とします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町簡易水道特別会計予算書、240ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款使用料及び手数料。

2 款国庫支出金。

3 款繰入金。

4 款繰越金。

5 款諸収入。

6 款町債。

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

- 小野木議長 次に、244ページからの歳出についても、款ごとに審査をしますの  
で、質疑のある方の発言を許します。

1 款総務費、2 節簡易水道整備費説明。

石塚施設課長。

- 石塚施設課長 説明第6号茂岩簡易水道基幹的施設改良工事の施工についてご説明いたします。

平成20年度において、次のとおり茂岩簡易水道基幹的施設改良工事を施工することとし、簡易水道特別会計第1款総務費に計上するものであります。

工事の施工箇所については、裏面の地図を参照願いたいと思いますが、工事概要として中央監視盤設備更新工事、工事予算額3,610万円、工事内容として中央監視装置更新一式、ソフトウェア更新一式、浄水場テレメーター盤更新一式、続いて配水管布設替工事、工事予算額760万円、150ミリの本管がございまして、延長50メートルでございます。

なお、契約の方法については、指名競争入札でございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 この中央監視盤設備というのは、中央監視盤というのはどういう機能を持っているのですか。

●小野木議長 説明、石塚施設課長。

●石塚施設課長 中央監視盤は、現在終末処理場に設置されておまして、各施設、浄水場、それからポンプ場等の施設の水位等のデータが集中的にコンピューターで監視できる装置でございます。

なお、この装置につきましては、平成9年に設置されまして、10年を経過してすでに部品等が無いというような状況になりましたので、この度更新しようとするものでございます。

この裏面の位置図をご覧いただきたいと思いますが、長節の浄水場、それから現在あります茂岩の終末処理場ならびに新たに役場の3階に監視盤をつけて、それぞれ見られるような形にして常時安全・安心な給水体制をとりたいというふうに考えております。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 水位というか安全、安心のところで、浄水場の管理といいましょうか、私、水というのは安心しているわけです。

安全なものだと思いこんで使用しています。

その管理が本当に安全なのか、私はたぶん人が入ろうと思ったら入れるんでないかと思うんです。

そういうふうにはなっていないのか、きちっとそのへんの事がなされているのか、お知らせ下さい。

●小野木議長 説明、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水質的には、水道法に基づきまして定期検査ならびに全項目検査等をクリアしまして、これについては年に1回町民の皆様に縦覧していただくというような形をとっています。

今ご質問の意図は、警備という面を指しておられるのかなというふうに思うんですが。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 例えば、浄水場でもしいたずらとか何とかというそういうことが、ありうる訳ないと思いますよ。

ですけど、あの辺は道路の側ですから、誰でも入れるんだったら、もしそういう、いたずらが起こるだとか、そういうようなことがあって、その浄水場の水になんか異物でも入れられるということが、ありうるということは考えたくないですけど、そういうようなことがもし起こりうる状況にあるんでないかという。

ですから、安全に相当心配がないのか、とても係の人以外に入り込めないようにきちとなされているのか。

浄水場というのは、やっぱり源ですよ。

ですから、人がこれませんね、水源地違う、その長節にありますね、道路にともに建物がありますね、あれが源なんです。

違いますか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 いわゆる茂岩の簡易水道といたすのは、いわゆるワッカリ別の沢から取水しまして、そこから長節の浄水場まで水を引き、そこで浄化し旅来のいわゆるあそこの配水地にあげて、そこから大津、それから茂岩、川東地区全域に給水してるわけでございますけれども、浄水場の建物については、毎日の点検及び施錠等については完璧にやっているつもりでございます。

長谷川議員おっしゃる、いわゆるどこまでの範囲内かということになりましたら、例えば、以前にオウム真理教等のそういうものがあつたテロ行為については、どうのこうのという時には、国ならびに道のほうから指示が入りまして、いわゆる水源地ならびに浄水場の管理等十分気をつけるようにと、その場合については、我々も監視体制を強化しているところでございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 やっぱり一番の源が、一番大事だと思いますので、それが町民の人に安心していただくということが、もし何かあつたら大変ですから、そのへんは十分に気を付けて、そういうことの無いような備えをしていただきたい強く要望します。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水道の施設等については、一部、委託費を経由しまして、委託している部分と、いわゆる休みの日は町職員が365日休み無く点検ならびに管理をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この件について、若干質問させていただきたいと思ひますが、先ほどの説明では、この中央監視盤の更新ということで、新規の時には平成9年、約10年ちょっとですか、このことについての耐用、設備ですからそのへんについては、非常に短期間だなどという感じがしますが、その程度について監視盤それからソフトウェアの更新とテレメーターの関係ですが、程度についてもし触れられる内容がありましたら説明いただきたいと思ひます。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 中央監視盤ならびにそのソフトなんですけれども、いわゆるパソコンの耐用年数というのはだいたい5年というふうにいわれているんですが、役場の装置もそうなんですけれども、パソコン機能いわゆるこういうものについては、10年を経過しますとそれぞれの部品等がなくなつて、メーカーのほうでも作らないというような状況で大変高価なものなんですけれども、更新せざるをえないというような状況でございます。

それから浄水場のテレメーターにつきましては、昭和54年に設置したもので、すでに27年を経過して、もう耐用年数を相当過ぎているというようなことで更新して

まいりたいというふうに考えております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この図式をみますと、これらについては3点セットで3箇所という解釈でよろしいですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 3点という形でご質問なんですけれども、いわゆる浄水場の動いているゲーターを役場とそれから終末処理場ですか、そこで監視する装置を付けると、ですから浄水場の形がどんなような形になっているか、何トン作って、何トン排出して、水位がどれだけあるか、それが常時監視できるというような装置でございます。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 非常に私これ関心を持ってしまして、他町村のゲーターとか実態を聞いたことがあります。

お聞きしますが、単年度で結構ですが、過年度によっていいですが、過年度でこのいま課長の説明あった監視盤ですが監視をするセンターが役場に設置するということですが、過年度で実態として漏水事故というのは何件くらいございましたか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 今年の冬につきましては、非常に凍結深度が深くて、漏水ならびに本管の凍結等がございましたけれども、町の管理するメーター器前ですね、この管の凍結事故というのはたぶん3件ほどあったのかなというふうに思いますけれども、いわゆるメーターから個人家庭の給水栓、これにいたる管の漏水については、いわゆるメーター検針で発見されるケースが多いため、メーター検針の際、異常な数値を示すというような形で発見される件数が多いのですが、これについては個人の責任によって直せるものですから、町の方では全件数について把握する訳ではございませんけれども、今年の冬については、かなりの件数があったのかなというふうに把握しています。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 これせつかく更新するんですから、これだけの予算を提案されたということについては、これはやもえないなという感じしますが、現在この上水道についての事故発見、それからいま課長が説明しましたように、その取水ならびに浄水場等のそれらの管理、監視については、いま目視でやっているように私はとらえているんです。

これを将来的に進んだ考えでいけば、各戸の漏水も個々のはとらえてないんですけども、個人でそれを処置しているんですということですが、私はやはり少しこの浄水場の施設整備については、本町は遅れていると、現実ですね。

それはなぜかという、もう若干の計画的整備をしながら、全町におけるこの浄水場にいわゆる地下埋設している水道管の漏水は、一目で簡単でいうと3秒で分かるという実態になっています。

それには若干施設整備費が掛かります。

しかし、そのことと、この従来までの浄水場の事故や設備の監視というものは、特段のやはりメリットがあります。

そういうことについての調査だとか、勉強とか研究はされているかどうかお聞きします。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 今のご質問でございますが、いわゆるこの装置を付けることによりまして、大崎議員いま3秒というふうにおっしゃられましたけれども、いわゆるデータが異常データが示されますと、携帯に警報がはいりますので、瞬時に把握している状況にあります。

ですから、秋口に12月ですか、育素多地区で本管のいわゆる切断事故があったんですけれども、この時も瞬時に把握してただちに手配して復旧しているというような状況にあります。

ただ、漏水についても、現在もそうですけれども、常時何トンどこの地区でなんぼ出ているかというその情報は出ています。

ただ、その止水弁との間で漏水があるわけですから、その管の何処で出ているかというのを発見するのに、いわゆる毎時1トン、2トンくらいの漏水で地下に潜ってしまっている場合については、なかなか発見が困難なケースがあろうかなど。

ただ大量に漏水している場合については、先ほど申し上げたとおり、瞬時に発見しているというような状況にあります。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 よく勉強されているなというふうに思いますし、それについては安心いたしますが、一つその漏水箇所が発見するための今の過去の実績についてはわかりますが、現段階の時代は、極端な話、私の家屋のどの部分で漏水しているかが分かるくらいの今はソフトができています。

ですから、それが先ほど言ったように3秒で分かる、ですから行ってですね、漏水みたいだということで専門の職員が、あるいは業者が行って発見するなんていうことは、従来の形態でありまして、今日的に考えると、もうそれらは全て先ほど課長が言うように3秒で分かるような状態のものもありますということは、私は前向きにそれらについてとらえていますが、そういうことから考えて、将来これは今下段に配水管の布設工事というのは、これはそういう布設をしなきゃならないサイクルにきているということだと思っておりますが、今後については、これは老朽化しますと、漏水の原因になるし、管の劣化もありますから、そういうものについての、計画的なやはり上水道の整備計画というものを考えるべきだと思いますが、それらについての実際担当課長としてのどのようにお考えなのかお聞きいたします。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 水道でございますけれども、いわゆる漏水の発見もちろんなんですけれども、本町のいわゆる配水管の延長というのは、総延長で216キロほどあるんです。

これが昭和50年代に入ってから、整備が進んだものですから、水道管のおおよその耐用年数というのは40年なんですけれども、約30年を迎えようとしております。

よって、あと10年後くらいから集中的に、また水道管の更新というものを考えていかなければ、非常な財源を要する事態に入んではないかということでございまして、ご承知のとおりこの予算書にもでておりますけれども、水道の借金、起債の残りというのは、まだ10億ございます。

この中で、いかに早く水道会計の財政を健全化して、いわゆる本管の更新等にも計

画的に組んで、漏水のないような安全、安心な、給水体制を継続して続けるかというのが水道の使命かなというふうに考えております。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 石塚課長は、やはりそのへんのとらえというのを正確にお持ちだなというふうに思います。

従ってこれは課長が替わるとまたどうなるのかなと不安もあるんですが、少なくともこのことについての将来的な生活水の確保と、それらに係る自己負担、受益者負担というのは、やはり大きい訳ですので、今後についてのとらえ方として、進め方として町長にお聞きしたいんですが、どのように考えていこうとするか、お持ちであればひとつお発言いただきたい、説明していただきたいと思います。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ご承知のとおり私の町は、十勝の河口でありながら水に悩み、水に困っております。

そういう状態で先ほど課長が申しあげましたとおり、将来にあたって負担となる、多額の借金がまだあるということで、相当受益者にも負担を掛けなければならないこともあろうと思います。

大崎議員のご指摘、さらに課長の答弁でも十分わかると思いますけれども、今後とも水については、安心・安全をモットーに頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。

2款公債費。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 ただ今も施設課長のほうからお話しございましたけれども、あと10億円のいわゆる町債が残っているというお話しでございますが、今ここに出ております繰上げ償還の分の4,900万に対する利率をお聞かせいただきたいと思いません。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 4,900万の平成21年以降に想定される利息というのは、1,954万8,955円です。

これらの対象の利息については、6%以上7%未満の借入金でございまして、もう一度申し上げますと、利息の合計は1,954万8,955円です。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 今お話しありました、1,954万8,955円がいわゆる利息軽減の部分ですか。効果の部分ですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 はいお見込みのとおり、これだけの利息が軽減されるということでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 この繰上げ償還の部分につきましては、あと1年かと思えますけれども、今20年度以降の高利子の部分というのはおいくらになるんですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 議員おっしゃるとおり、3年で計画しておりまして、平成21年に予定されている額については、431万8,426円を繰り上げとして予定しているところでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そういたしますと、20年度以降ですか430万でいわゆる元金ですよね。

そういう解釈でよろしいんですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 そのとおりです。

末日現在の償還期日現在の元金を返すということでございます。

●小野木議長 3番菅谷議員。

●3番菅谷議員 そういたしますと、町の借金と称するものは、高利息につきましては、21年度で終わるという考え方でよろしいんですか。

●小野木議長 答弁、石塚施設課長。

●石塚施設課長 そのように考えております。

●小野木議長 3款予備費。

●小野木議長 次に、249ページから255ページまでの「平成20年度 給与費明細書」について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 次に、236ページの「第2表 地方債」について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 この簡易水道についての最後の質問させていただきます。

確認の意味でお聞きしたいんですが、一借が5,000万計上されています。

この一時借入金というのは、過年度はあるいは過年度ばかりでなくて、今までにそういうものについては、実際に借入して運用されたのかどうなのかというところをお聞きしたいと思います。

●小野木議長 答弁、吉村出納税務課長。

●吉村出納税務課長 2・3年前ということになりますと私ちょっと分かりませんが、調べてくることにはなりますが、昨年については、また今年も現在のところ一借はしてございません。

●小野木議長 5番大崎議員。

●5番大崎議員 ちょっと聞き逃したんですが、昨年ということですが、過去にこの上水道の事業というものについては、特別会計で資金が運用が困難というか押し迫った時に、これを提案をされているということは、やはりそういう機会もあり得るぞと

ということの意味がここにあるんであろうと、無ければ、これは医療関係は全くこういう一借というのではないわけですよ。

こういう公共事業の中の水道とか下水道については、やはりそういう時期がやはりあるんだなとこう思いますので、お聞きしたんですが、そのへんは町長どういうふう  
に解釈したらよろしいですか。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 一借については、単年度で単年度償還でございます。

従いまして、その限度額も議会の議決を得るようになっております。

特に下水道・水道関係ですと起債を起こしますので、起債の入る時期が例えば9月か12月かということで一時的に資金の流用が必要ということで、銀行から金を借りてます。

従いまして、財政当局ではある程度50日・100日を目途に予算を計上しております。

従いまして、それを使うか、使わないか、足りるか、足りないかは、その時の起債の借入の時期によっても異なると思うので、ある程度の予算をみて計上しております。

以上です。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

●小野木議長 「討論なし」と認めます。

●小野木議長 これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第7号 平成20年度豊頃町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第8号

●小野木議長 日程第8 議案第8号 平成20年度豊頃町公共下水道特別会計予算についてを議題とします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

平成20年度豊頃町公共下水道特別会計予算書、266ページをお開きください。  
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

1 款分担金及び負担金。

2 款使用料及び手数料。

3 款繰入金。

4 款繰越金。

5 款諸収入。

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。  
質疑はありませんか。

(な し)

- 小野木議長 次に、270 ページからの歳出についても、款ごとに質疑を受けます。  
1 款総務費。
- 小野木議長 6 番大谷議員。
- 6 番大谷議員 総務費の中の21 節の貸付金ですけれども、この金額は何件分の処置でありましょうか。
- 小野木議長 答弁、石塚施設課長。
- 石塚施設課長 これについては、毎年水洗の接続を目的として、信金のほうに預託をしまして、それに伴ってこの3 倍の金額までお貸しするというところでございますので、おおよそ3 件程度の余裕は十分あろうかというふうに思います。
- 小野木議長 6 番大谷議員。
- 6 番大谷議員 17 年度、18 年度も140 万から150 万くらいの貸付金が動いておりますけれども、最近の普及率というのは過去から10 数年水洗便所の水洗化が経過しているわけですけれども、いまの普及率というのはどのくらいになっているんですか。
- 小野木議長 答弁、石塚施設課長。
- 石塚施設課長 町全体の水洗化の率というのは、現在82%でございます。
- 小野木議長 6 番大谷議員。
- 6 番大谷議員 なかなか100%ということは、その家の老朽化だとか高齢者の住宅だとかというのは難しいと思いますが、最近の件数というのは何件くらいで推移しているのか、改造については、お伺いしたいと思います。
- 小野木議長 答弁、石塚施設課長。
- 石塚施設課長 下水道の普及が進んでおりまして、最近新たに接続する件数というのは非常に少数なのかなというふうに理解しております。  
それで、本管がいつて接続していない内容といいますか、高齢者世帯でありますとか、簡易水洗でやっているとか、そういうような家庭の方が多いのかなというふうに思いますけれども、町としましては、なるべく水洗化のいわゆる区域で本管が通っている家庭につきましては、これからも水洗化を奨励してまいりたいというふうに考えております。
- 小野木議長 6 番大谷議員。
- 6 番大谷議員 まだまだ私の周りでもされてないところもありますからね。  
積極的に進めさせていただきたいなというふうに思いますけれども。
- 小野木議長 答弁、石塚施設課長。
- 石塚施設課長 新年度に入りましてから、それぞれ水洗化に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。
- 小野木議長 2 款事業費。  
3 款公債費。  
4 款予備費。
- 小野木議長 次に、273 ページから278 ページまでの「平成20 年度 給与費

明細書」について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 次に、262ページの「第2表 債務負担行為」について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 それでは、本特別会計予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

●小野木議長 「討論なし」と認めます。

●小野木議長 これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第8号 平成20年度豊頃町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時38分 散会

上記会議の次第は、議会事務局長 佐藤 潤 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員